

◆ 衛生委員会だより ⑥ ◆



・ ・ 産業医講話 ・ ・

≪ 1 2 月 ≫ < 労働者災害補償保険法について > ①

・ 目的

業務上の事由等による労働者の負傷、疾病、障害または死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。
当該労働者の社会復帰の促進、当該労働者およびその遺族の援護、労働者の安全および衛生の確保等を図る。

・ 対象と原資

業務災害・複数業務要因災害（ダブルワーク）・通勤災害。

保険料は事業主全額負担で、保険料率は3年に一度見直し。

・ 無過失責任

◎危険責任：新たな危険を人為的に作り出したものは、そこから現実生じた損害に対して賠償責任を負う

◎報償責任：利益を得ているところに責任を帰す

例えば、工場内で滑らないよう対策をしていたが不慮の事故によりけがをしてしまった。

このような場合、会社側に過失は無いが補償はしなければならない。

≪ 1 月 ≫ < 産業医講話 > お休み



≪ 2 月 ≫ < 労働者災害補償保険法について > ②

・ 労災補償と損害賠償

・ 給付の種類

・療養給付の範囲：診察、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療であって政府が必要と認めるものに限る

☆「政府が必要と認められるもの」とは一般的には、当該傷病の療養上相当と認められ、かつ治療効果が医学上一般に認められるもの

・ 休業補償給付

労災保険法第14条による

労働者が業務上の負傷または疾病による療養のため労働する事が出来ない為に

賃金を受けない日の第4日目から支給する。 第3日目までは事業主が負担

≪ 3 月 ≫ < 労働者災害補償保険法について > ③



・傷病補償年金：治療中に支払われる。療養開始後1年6か月経過した後治らず症状が重篤な場合（傷病等級第1～3級）休業補償から切り替えられ支給される。

・障害保障年金：治療終了後等級第1～7級に該当する場合、支給される

・労災保険における「治ゆ」とは健康時の状態に完全回復した状態だけを言うのではない。投薬等で1次的に症状が安定し、残存していても該当する。

・「増悪」：既存疾病を有していた労働者が労働に従事しているときに既存疾病が起こったとしても、その多くは加齢、一般生活による自然経過によるものであると考えられ、一般に業務起因性はない。

・他の保険との関係 （車による交通事故等）



～職場訪問先一覧～

①（株）オーサト	／	4月26日	食品廃棄物圧縮作業、集積
②（株）オーサト	／	5月21日	食品廃棄物圧縮作業、集積
③ さくら荘	／	5月28日	夜間清掃
④ 福祉交流センター	／	6月27日	夜間管理
⑤ 白山公民館	／	7月25日	夜間管理
⑥ 放置自転車保管場所	／	7月30日	保管場所の管理、整理整頓
⑦（株）ヤオコー青柳店	／	8月21日	カート・リサイクル回収業務
⑧ 埋蔵文化財センター	／	9月24日	遺跡の発掘
⑨ 永山保育所	／	10月22日	保育所の環境整備
⑩ HONDA Cars茨城南	／	11月15日	中古車の洗車
⑪ 相馬南公民館	／	12月11日	夜間管理
⑫ 取手アートギャラリー	／	R7.1月28日	展示受付
⑬ グッドライフパートナーズ	／	R7.2月27日	夜間管理
⑭（株）関東エーシー	／	R7.3月6日	資材の洗浄

来年度も職場訪問を行ってまいります

引き続き安全就業をよろしくお願いいたします

【労働災害 1件発生しています】

発生日 R6.6.25

金属の台を清掃中に、金属のバリ（金属を加工するときに見えるでっぱり）で指を切創

令和7年度は無事故で終われるよう委員会として職場訪問と注意喚起を行ってまいります

